

外国人技能実習生受入支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、漁協等が実施する本県水産業の活性化及び国際貢献を目的とした外国人研修生を受入れる活動を支援するにあたり、沖縄県漁業振興基金業務方法書第20条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(内容)

第2条 漁協等の実習実施機関が外国人技能実習生の受入を行い、漁業分野における外国人との多面的な交流・協力関係を構築し、漁村地域における新たな価値の創造、活性化、生産への貢献による漁業経営の安定並びに漁業後継者の人材育成に資する為、外国人技能実習生の受入に伴う日本語研修等に係る経費の一部を補助する。

(対象経費)

第3条 実習生の国内での陸上講習期間中における宿泊費用

(補助率及び補助金額)

第4条 事業費から県及び市町村助成金等を差し引いた額の50%以内の金額を補助金額とする。

(補助対象期間)

第5条 当該事業で補助する期間は最長5年間とする。

(事務手続き等)

第6条 この要領に定めのない事項については、業務方法書に従う。

附 則

1. この要領は、平成26年7月23日から施行する。